

## 笠岡農業振興地域整備計画変更等理由書

### 1 笠岡農業振興地域整備計画の変更理由

経済情勢の変動その他情勢の推移により、農業振興地域整備計画を変更する必要が生じた。  
変更内容は、産業導入施設の用に供する用地確保に係る農用地区域からの除外であり、農用地利用計画を変更する必要が生じた。

### 2 農用地利用計画の変更理由

#### ① 農用地区域からの除外

No.	土地の所在、地番	面 積 (m <sup>2</sup> )	用途 区分	除外後の転用目的等	
1	笠岡市 篠坂 2272 番 1 外 3筆	3,760.00	畠	産業導入施設用地としての除外	詳細地番は別紙のとおり 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、産業導入施設用地確保のため除外する。
2	笠岡市 篠坂 2189 番 1 外 39筆	26,080.00	田	産業導入施設用地としての除外	詳細地番は別紙のとおり 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、産業導入施設用地確保のため除外する。